

株 主 各 位

愛知県清須市西堀江2288番地

アイカ工業株式会社

代表取締役社長 小 野 勇 治

第116回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第116回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年 6 月 22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、59頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 1. 日 時 | 平成28年 6 月 23 日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 愛知県清須市西堀江2288番地
当社本社 第 5 会議室 |

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第116期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第116期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aica.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aica.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後、第6会議室において株主懇談会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日本銀行による経済・金融政策の効果を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の減速や為替・株安の変動リスクなど懸念材料もあり、先行き不透明な状況となっております。一方、アジア・オセアニア経済は、各国政府の公共投資拡大や金融緩和等の政策による下支えがあったものの、中国、インドネシア等において緩やかな景気減速が続きました。

国内建築市場におきましては、政府による住宅取得支援策等により住宅着工は回復しましたが、非住宅関連は、店舗・公共物件を中心に着工面積の減少が見られ、本格的な回復には至っておりません。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・介護施設をはじめとする非住宅市場およびリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社およびその子会社とのシナジーの追求、アジア地域におけるメラミン化粧板の拡販、機能材料事業の強化などに取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は150,061百万円（前連結会計年度比4.3%増）、営業利益は16,184百万円（前連結会計年度比6.6%増）、経常利益は16,352百万円（前連結会計年度比2.9%増）となりました。なお、特別利益の減少（前年はプリント配線板事業売却による事業譲渡益発生）により親会社株主に帰属する当期純利益は9,962百万円（前連結会計年度比1.7%減）となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。なお、セグメント間の内部売上は除いております。

<化成成品セグメント>

接着剤系商品は、国内では、木工用汎用接着剤が堅調に推移したものの合板用接着剤および集成材用接着剤が苦戦し横ばいで推移しました。海外では、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の子会社が、アジア太平洋地域における接着剤・産業用樹脂の需要を取り込むことができた結果、連結業績に大きく寄与いたしました。

樹脂系商品は、橋梁などの補修・補強材「ダイナミックレジン」や水系硬質ウレタン樹脂系塗り床材「ビュール」が補修・補強・改修市場の需要を取り込んだものの、外装・内装仕上塗材「ジョリパット」が前年を下回り、全体としては横ばいで推移しました。

非建築分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、電子材料が順調に推移し売上を伸ばすことができましたが、有機微粒子や太陽電池向け接着剤が低迷した結果、前年を下回りました。

なお、昭和電工株式会社のフェノール樹脂事業を譲り受けたアイカSDKフェノール株式会社については、9月1日より連結業績に組み入れております。

このような結果、売上高は77,269百万円（前連結会計年度比2.9%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は5,417百万円（前連結会計年度比15.9%増）となりました。

<建築材セグメント>

国内市場においては、アイテムを大幅拡充し営業強化を進めている粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」を大きく伸ばすことができましたが、主力市場である非住宅建設需要が振るわず汎用的な化粧板や化粧ボードが低調に推移し、売上は伸び悩みました。一方、海外市場においては、インドやインドネシアを中心に売上を伸ばし、全体としては前年を上回りました。

なお、三菱マテリアル建材株式会社の建材事業を譲り受けたアイカテック建材株式会社については、10月1日より連結業績に組み入れております。

このような結果、売上高は36,451百万円（前連結会計年度比13.6%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は6,843百万円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。

<住器建材セグメント>

不燃化粧材「セラル」は、リフォーム・リノベーション市場においては売上を伸ばすことができましたが、新築住宅向けキッチンパネル用途や、医療・介護施設、教育施設向け壁用途は苦戦し、横ばいで推移しました。ポストフォーム・カウンター商品は、戸建住宅や集合住宅向けの「Rスタイルカウンター」の売上を伸ばすことができましたが、医療・介護施設、教育施設の需要が振るわず低調に推移しました。インテリア建材は医療・介護施設向け機能引戸「U. D.（ユニバーサルデザイン）コンフォートシリーズ」が苦戦し前年を下回りました。

このような結果、売上高は36,339百万円（前連結会計年度比0.9%減）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は5,995百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	(前連結会計年度) 第115期 (平成27年3月期)		(当連結会計年度) 第116期 (平成28年3月期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比
化 成 品	75,081百万円	52.2%	77,269百万円	51.5%
建 装 材	32,096	22.3	36,451	24.3
住 器 建 材	36,665	25.5	36,339	24.2
計	143,843	100.0	150,061	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は2,934百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ダイネア南京社 生産設備

②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はございません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債発行等による資金調達はございません。

(4) 他の会社の株式の取得

当社は平成27年4月27日、昭和電工株式会社との間で同社のフェノール樹脂事業を譲り受けるための株式譲受契約を締結し、平成27年9月1日にアイカSDKフェノール株式会社の株式170株（発行済株式総数の85%）を取得いたしました。

また、平成27年7月30日、三菱マテリアル株式会社およびその100%子会社である三菱マテリアル建材株式会社との間で、三菱マテリアル建材株式会社の事業を譲り受けるための株式譲受契約を締結し、平成27年10月1日に三菱マテリアル建材株式会社が会社分割（新設分割）により新たに設立したアイカテック建材株式会社の株式100,000株（発行済株式総数の100%）を取得いたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が継続することが期待されますが、海外経済の減速や為替・株安の変動リスクなど懸念材料もあり、景気の下振れリスクが残っています。

当社グループは、このような経営環境を十分認識し、非住宅市場への取り組み強化、補修・補強・改修市場などの成長市場の取り込み、海外事業と機能材料事業の強化による更なる成長の実現、顧客ニーズにマッチしたスピード感ある新商品開発、ならびにアイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社および新規連結に加わったアイカSDKフェノール株式会社、アイカテック建材株式会社とのシナジーの発現を図ってまいります。

当社グループは、コンプライアンス（法令遵守）とCSR（企業の社会的責任）を重点方針に掲げ、社会から一層信頼される企業を目指し邁進してまいります。

(6) 財産および損益の状況の推移

期別 項目	第113期 (平成25年3月期)	第114期 (平成26年3月期)	第115期 (平成27年3月期)	(当連結会計年度) 第116期 (平成28年3月期)
売上高(百万円)	101,353	141,096	143,843	150,061
経常利益(百万円)	12,640	14,748	15,885	16,352
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	7,633	8,221	10,137	9,962
1株当たり当期純利益(円)	117.95	126.77	155.99	152.62
総資産(百万円)	119,301	131,812	147,017	153,434
純資産(百万円)	85,006	94,389	107,226	112,501
1株当たり純資産額(円)	1,263.11	1,405.27	1,581.17	1,654.14

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数ならびに期末現在の発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイカインテリア工業株式会社	75百万円	100.00%	住器建材製造
アイカハリマ工業株式会社	72百万円	100.00	建装材・住器建材製造
西東京ケミックス株式会社	60百万円	100.00	工業薬品・化学品等の販売
アイカSDKフェノール株式会社	305百万円	85.00	化成品製造販売
アイカテック建材株式会社	450百万円	100.00	建装材製造販売
アイカインドネシア社	3,950千US\$	48.71	化成品・建装材・住器建材製造販売
テクノウッド社	3,300千US\$	78.18	建装材製造
昆山愛克樹脂有限公司	5,700千US\$	100.00	化成品製造
瀋陽愛克浩博化工有限公司	1,100千US\$	50.00	化成品製造販売
愛克樹脂貿易(上海)有限公司	1,500千US\$	80.67	化成品・建装材・住器建材販売
アイカ・ラミネーツ・インドシア社	808,000千INR	95.67	建装材製造販売
アイカベトナム社	1,500千US\$	100.00	化成品製造販売
アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社	145,628千SGD	100.00	アジア太平洋地域における化成品の製造販売(持株会社としての統括管理)

(注) 当連結会計年度よりアイカSDKフェノール株式会社およびアイカテック建材株式会社を連結子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品
化 成 品	外装・内装仕上塗材、塗り床材、各種接着剤、有機微粒子、他
建 装 材	メラミン化粧板、化粧合板
住器建材	室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材

(9) 主要な営業所および事業所

①当社の主要な営業所および工場

本 社	愛知県清須市西堀江2288番地	
開発拠点	R & Dセンター甚目寺研究所	愛知県あま市上萱津深見24番地
	R & Dセンター丹波研究所	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
	R & Dセンター茨城研究室	茨城県古河市大和田1778番地
生産拠点	本社工場	愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺工場	愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島工場	福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	広島工場	広島県三原市下北方一丁目11番1号
	茨城工場	茨城県古河市大和田1778番地
	丹波工場	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
主要な営業拠点	札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)	
	盛岡支店 (岩手県)、東京支店 (東京都)	
	埼玉支店 (埼玉県)、横浜支店 (神奈川県)	
	千葉支店 (千葉県)、北関東支店 (群馬県)	
	名古屋支店 (愛知県)、静岡支店 (静岡県)	
	金沢支店 (石川県)、大阪支店 (大阪府)	
	神戸支店 (兵庫県)、広島支店 (広島県)	
	四国支店 (香川県)、福岡支店 (福岡県)	
	鹿児島支店 (鹿児島県)	

②主要な子会社

国 内	アイカインテリア工業株式会社 (本社：愛知県)
	アイカハリマ工業株式会社 (本社：兵庫県)
	西東京ケミックス株式会社 (本社：東京都)
	アイカSDKフェノール株式会社 (本社：群馬県)
	アイカテック建材株式会社 (本社：東京都)
海 外	アイカインドネシア社 (インドネシア国 西ジャワ州)
	テクノウッド社 (インドネシア国 西ジャワ州)
	昆山愛克樹脂有限公司 (中国江蘇省)
	瀋陽愛克浩博化工有限公司 (中国遼寧省)
	愛克樹脂貿易 (上海) 有限公司 (中国上海市)
	アイカ・ラミネーツ・インディア社 (インド共和国 ニューデリー)
	アイカベトナム社 (ベトナム社会主義共和国 ロンアン省)
	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社 (シンガポール共和国)

(10) 従業員の状況

①当社グループの従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,745名	278名増

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減
1,096名	4名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入額に重要性がありませんので記載を省略しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 116,577,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 67,590,664株 |
| (3) 株主数 | 5,277名 |
| (4) 1単元の株式数 | 100株 |
| (5) 大株主の状況 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,046 ^{千株}	4.67 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,780	4.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HSD00	2,036	3.12
アイカ工業取引先持株会	1,969	3.02
アイカ工業株式保有会	1,605	2.46
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,548	2.37
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,511	2.32
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,364	2.09
住友生命保険相互会社	1,318	2.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300	1.99

- (注) 1. 当社は、自己株式2,303千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式2,303千株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①新株予約権の数

349個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 34,900株（新株予約権 1 個につき100株）

③保有状況

	名 称	株主総会 決議日	取締役会 決議日	行使価額	行 使 期 間	個 数	保有者数
取締役	第1回 新株予約権	平成18年 6月23日	平成19年 5月7日	1株につき 1円	平成19年5月25日から 平成39年5月24日まで	9個	1名
取締役	第2回 新株予約権	平成19年 6月22日	平成20年 5月9日	1株につき 1円	平成20年5月28日から 平成40年5月27日まで	9個	1名
取締役	第3回 新株予約権	平成20年 6月24日	平成21年 5月8日	1株につき 1円	平成21年5月27日から 平成41年5月26日まで	20個	2名
取締役	第4回 新株予約権	平成21年 6月23日	平成22年 4月30日	1株につき 1円	平成22年5月19日から 平成42年5月18日まで	32個	3名
取締役	第5回 新株予約権	平成22年 6月23日	平成23年 4月28日	1株につき 1円	平成23年5月17日から 平成43年5月16日まで	60個	4名
取締役	第6回 新株予約権	平成23年 6月23日	平成24年 4月27日	1株につき 1円	平成24年5月16日から 平成44年5月15日まで	125個	5名
取締役	第7回 新株予約権	平成24年 6月22日	平成25年 4月30日	1株につき 1円	平成25年5月17日から 平成45年5月16日まで	94個	5名

- (注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権等はありません。
2. 当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において同年6月23日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。以降、平成24年6月22日開催の第112回定時株主総会まで毎年、新株予約権を株式報酬型ストックオプション（取締役報酬額とは別枠で年額30百万円以内）として取締役に付与することをご承認いただいております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 野 勇 治	
専 務 取 締 役	伊 東 善 光	営業カンパニー長、同カンパニー東京支社長
常 務 取 締 役	百 々 聡	財務統括部長、経営企画部担当、情報システム部担当
取 締 役	岩 瀬 幸 廣	建装・建材カンパニー長、同カンパニー技術部長
取 締 役	大 村 信 幸	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役会長
取 締 役	小 瀬 村 久	営業カンパニー営業統括部長
取 締 役	森 良 二	建装・建材カンパニー生産統括部長
* 取 締 役	小 倉 健 二	Carrier Integration株式会社監査役 Wafer Integration株式会社監査役 株式会社クレーボ社外取締役
常 勤 監 査 役	岩 田 照 徳	
常 勤 監 査 役	森 永 博 之	
**監 査 役	松 浦 洋	全国農業協同組合連合会監事（社外監事）
**監 査 役	加 藤 正 和	公認会計士、税理士、 加藤正和事務所所長、天野エンザイムホールディングス株式会社監査役、天野エンザイム株式会社監査役、株式会社Mizkan Holdings監査役（社外監査役）、株式会社中埜酢店監査役（社外監査役）
**監 査 役	花 村 淑 郁	弁護士 石原総合法律事務所副所長

- (注) 1. *は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. **は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 加藤正和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 取締役 小倉健二氏、監査役 松浦 洋氏、加藤正和氏および花村淑郁氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役（うち社外取締役）	10名（1名）	201百万円（7百万円）
監 査 役（うち社外監査役）	7名（4名）	52百万円（19百万円）
合 計	17名	254百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 岩田照徳氏は、平成27年6月24日開催の第115回定時株主総会において、取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数および報酬等の額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
3. 取締役の人数および報酬等の額には、平成27年6月24日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含めて記載しております。
4. 監査役の人数および報酬等の額には、平成27年6月24日開催の第115回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含めて記載しております。
5. 平成18年6月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額370百万円以内（ただし、株式報酬型ストックオプションによる報酬等は別枠で年額30百万円以内とし、また、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内にすることをご承認いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	小倉健二	Carrier Integration株式会社	監査役	当社とCarrier Integration株式会社、Wafer Integration株式会社ならびに株式会社クーレボとの間には特別な関係はありません。
		Wafer Integration株式会社		
		株式会社クーレボ	社外取締役	
監査役	松浦 洋	全国農業協同組合連合会	社外監事	当社と全国農業協同組合連合会との間には特別な関係はありません。
監査役	加藤正和	加藤正和事務所	所長	当社と加藤正和事務所、天野エンザイムホールディングス株式会社、天野エンザイム株式会社、株式会社 Mizkan Holdingsならびに株式会社中埜酢店との間には特別な関係はありません。
		天野エンザイムホールディングス株式会社	監査役	
		天野エンザイム株式会社		
		株式会社Mizkan Holdings 株式会社中埜酢店	社外監査役	
監査役	花村淑郁	石原総合法律事務所	副所長	当社と石原総合法律事務所との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会		監査役会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	小倉健二	14回／14回	100%	—	—
監査役	松浦 洋	13回／14回	93%	15回／16回	94%
監査役	加藤正和	14回／14回	100%	16回／16回	100%
監査役	花村淑郁	10回／10回	100%	11回／11回	100%

(注) 監査役 花村淑郁氏は、平成27年6月24日開催の第115回定時株主総会において新たに監査役に選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の監査役と異なります。
 なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は11回であります。

③取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役 小倉健二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、助言・提言を行っております。
- ・監査役 松浦 洋氏は、リスクマネジメントに関する専門的な知識と豊富な経験から、助言・提言を行っております。
- ・監査役 加藤正和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
- ・監査役 花村淑郁氏は、主に弁護士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。

④責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	報酬等の額	39百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上に基づく監査と金融商品取引法上に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはその合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である財務調査業務の対価を支払っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の合意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

I. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を制定しておりますが、平成28年4月1日開催の取締役会において一部改訂を行うことを決議いたしました。変更箇所は下線で示しております。

- (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ①コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役ならびに使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守するための行動規範として、「アイカグループ社員の行動指針」を制定し、当社およびグループ全体の役職員に配布し周知徹底を図る。
 - ②「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役ならびに使用人への周知徹底を図る。
 - ③品質（ISO9001）・環境（ISO14001）・労働安全衛生（OHSAS18001）マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守する。
 - ④当社グループ全体で内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図る。
 - ⑤内部監査を専門とする組織「内部監査室」およびコンプライアンス活動を推進する組織「総務部法務グループ」が、当社グループ全体の内部統制活動、コンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。
 - ⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規程および関連する文書管理マニュアルに基づき、適切な文書の保存ならびに管理体制を維持する。
 - ②株主総会議事録・取締役会議事録・経営推進会議議事録・子会社の代表者会議議事録・稟議書ならびに関連資料は経営企画部が、契約書ならびに関連資料などの重要文書類は総務部法務グループがそれぞれ保管・管理する。
 - ③取締役、執行役員、監査役は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①経営環境を取り巻く各種リスク（法令遵守・災害・製品・品質・物流・安全衛生・環境・情報セキュリティ）については、それぞれの対応部署において検証し、規程・ガイドラインを制定する。また、リスク評価は定期的に取締役会・監査役会に報告する。
 - ②取締役会・監査役会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①執行役員制度を執ることにより、業務執行の迅速化と取締役が担っていた経営機能

と執行機能の分離・強化を推し進め、より一層の経営の健全性と効率性を高める。

- ②取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。取締役会は、審議の活性化を図り、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含む取締役にて構成する。
- ③年度目標は中期経営計画に基づき策定する。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行する。
- (5) 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ①企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、各子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理する。
 - ②当社は、子会社の経営内容を把握し、かつ業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について当社（取締役会または代表取締役）の承認または当社への報告を求める。
 - ③当社は、グループ代表者会議を開催し、当社グループにおける業務執行の状況報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と適正な業務遂行を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。
なお、監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得る。
 - ②監査役より監査業務に必要な業務指示および命令を受けた当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示に関して、取締役および他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事する。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ①当社および当社子会社の取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - ②当社および当社子会社の取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき法令に従い直ちに監査役会に報告する。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告する。
※内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役の監査状況、重要な会計方針、会計基準およびその変更、業績および業績見込の発表内容、重要な開示書類の内容、稟議書および監査役から要求された会議議事録など
 - ③監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、不利益が生じないことを確保する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務を執行する上で必要な費用は、請求に基づき会社が負担する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と取締役・会計監査人との意見交換ならびに内部監査部門等の協力・補助体制を確保する。

②代表取締役は、監査役会・会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を実施する。

③監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用する。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

Ⅱ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備当初から、内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、その内容を取締役会へ報告しております。また、調査結果で判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を14回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行ないました。

(2) リスクマネジメント体制の構築について

当社は、リスクの軽減、予防の推進および迅速な対処のため、「危機管理規程」および「地震防災規程」を制定しており、また、BCP発動に備え、定期的に訓練を行ないました（当事業年度は、11月に本社および甚目寺工場で実施）。

(3) コンプライアンス体制について

当社は役員および従業員に対し、定期的なコンプライアンス研修を実施しております（当事業年度は、営業店所向け研修11回、新任課長向け研修1回、新入社員向け研修1回開催）。また、問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口「企業倫理委員会への窓」を設置しております。当事業年度において発生した案件に関しましては、速やかに調査の上、代表取締役、企業倫理委員会メンバーおよび監査役へ報告し、解決しております。

(4) 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を16回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等に関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行ないました。また、監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、取締役の職務執行について、厳正な監視を行ないました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年6月22日開催の第107回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」につきご承認をいただきました。

その後、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めたそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、平成22年6月23日開催の第110回定時株主総会において、その内容の一部見直しを行った上で、継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。さらに平成25年6月25日開催の第113回定時株主総会において内容を変更せず再継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、導入以降の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年4月27日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認し、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります。なお、本プランの内容に変更はございません。

詳細につきましては、後記の株主総会参考書類40頁から58頁までに記載の「第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件」をご参照下さい。

◎本事業報告は次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	103,028	流 動 負 債	34,644
現 金 及 び 預 金	37,449	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	20,850
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	49,333	電 子 記 録 債 務	3,982
商 品 及 び 製 品	6,391	短 期 借 入 金	513
仕 掛 品	919	未 払 法 人 税 等	2,394
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,814	未 払 消 費 税 等	516
繰 延 税 金 資 産	864	賞 与 引 当 金	1,693
そ の 他	3,498	そ の 他	4,693
貸 倒 引 当 金	△241		
固 定 資 産	50,405	固 定 負 債	6,289
有 形 固 定 資 産	30,472	長 期 借 入 金	1,043
建 物 及 び 構 築 物	10,964	繰 延 税 金 負 債	2,101
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	8,666	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,147
工 具 、 器 具 及 び 備 品	988	そ の 他	1,997
土 地	8,975	負 債 合 計	40,933
リ ー ス 資 産	178	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	699	株 主 資 本	101,776
無 形 固 定 資 産	4,965	資 本 金	9,891
の れ ん	2,792	資 本 剰 余 金	13,271
そ の 他	2,172	利 益 剰 余 金	80,618
		自 己 株 式	△2,005
投 資 そ の 他 の 資 産	14,968	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,218
投 資 有 価 証 券	13,323	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,027
繰 延 税 金 資 産	238	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4
退 職 給 付 に 係 る 資 産	545	為 替 換 算 調 整 勘 定	3,092
そ の 他	895	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	103
貸 倒 引 当 金	△34	新 株 予 約 権	36
資 産 合 計	153,434	非 支 配 株 主 持 分	4,469
		純 資 産 合 計	112,501
		負 債 純 資 産 合 計	153,434

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		150,061
売 上 原 価		108,067
売 上 総 利 益		41,993
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,809
営 業 利 益		16,184
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	412	
そ の 他	869	1,281
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	103	
そ の 他	1,009	1,113
経 常 利 益		16,352
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		16,352
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,501	
法 人 税 等 調 整 額	△20	5,481
当 期 純 利 益		10,871
非支配株主に帰属する当期純利益		908
親会社株主に帰属する当期純利益		9,962

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	9,891	13,270	73,527	△2,030	94,659
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,871		△2,871
親会社株主に帰属する 当期純利益			9,962		9,962
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の交付 (新株予約権の行使)		3		27	30
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△2			△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額 合計	—	0	7,090	25	7,116
平成28年3月31日残高	9,891	13,271	80,618	△2,005	101,776

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成27年4月1日残高	3,511	△8	4,845	174	8,523	67	3,976	107,226
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,871
親会社株主に帰属する 当期純利益								9,962
自己株式の取得								△1
自己株式の交付 (新株予約権の行使)								30
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								△2
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△484	4	△1,753	△71	△2,304	△30	493	△1,842
連結会計年度中の変動額 合計	△484	4	△1,753	△71	△2,304	△30	493	5,274
平成28年3月31日残高	3,027	△4	3,092	103	6,218	36	4,469	112,501

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	72,772	流 動 負 債	24,805
現 金 及 び 預 金	25,031	支 払 手 形	69
受 取 手 形	11,248	電 子 記 録 債 務	5,306
売 掛 金	25,969	買 掛 金	14,080
商 品 及 び 製 品	3,851	リ ー ス 債 務	14
仕 掛 品	332	未 払 金	20
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	986	未 払 費 用	1,784
繰 延 税 金 資 産	651	未 払 法 人 税 等	1,694
短 期 貸 付 金	2,840	未 払 消 費 税 等	321
未 収 入 金	1,597	賞 与 引 当 金	1,230
そ の 他	269	そ の 他	282
貸 倒 引 当 金	△8	固 定 負 債	1,575
固 定 資 産	50,607	リ ー ス 債 務	76
有 形 固 定 資 産	12,916	繰 延 税 金 負 債	1,035
建 築 物	4,680	そ の 他	463
構 築 物	346	負 債 合 計	26,380
機 械 及 び 装 置	1,734	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	49	株 主 資 本	93,943
工 具、器 具 及 び 備 品	363	資 本 金	9,891
土 地	5,370	資 本 剰 余 金	13,282
リ ー ス 資 産	87	資 本 準 備 金	13,277
建 設 仮 勘 定	284	そ の 他 資 本 剰 余 金	4
無 形 固 定 資 産	367	利 益 剰 余 金	72,774
ソ フ ト ウ エ ア	285	利 益 準 備 金	1,622
そ の 他	81	そ の 他 利 益 剰 余 金	71,151
投 資 そ の 他 の 資 産	37,323	圧 縮 積 立 金	290
投 資 有 価 証 券	12,389	別 途 積 立 金	16,976
関 係 会 社 株 式	23,214	繰 越 利 益 剰 余 金	53,884
関 係 会 社 出 資 金	921	自 己 株 式	△2,005
そ の 他	814	評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,020
貸 倒 引 当 金	△15	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,024
資 産 合 計	123,380	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△4
		新 株 予 約 権	36
		純 資 産 合 計	97,000
		負 債 純 資 産 合 計	123,380

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		97,304
売 上 原 価		69,838
売 上 総 利 益		27,465
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,324
営 業 利 益		11,140
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	828	
そ の 他	553	1,381
営 業 外 費 用		528
経 常 利 益		11,993
税 引 前 当 期 純 利 益		11,993
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,380	
法 人 税 等 調 整 額	△16	3,363
当 期 純 利 益		8,629

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金(注)		
平成27年4月1日残高	9,891	13,277	1	1,622	65,393	△2,030	88,156
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△2,871		△2,871
当期純利益					8,629		8,629
自己株式の取得						△1	△1
自己株式の交付 (新株予約権の行使)			3			27	30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	—	3	—	5,757	25	5,786
平成28年3月31日残高	9,891	13,277	4	1,622	71,151	△2,005	93,943

	評価・換算差額等			新株予約権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成27年4月1日残高	3,510	△8	3,501	67	91,725
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,871
当期純利益					8,629
自己株式の取得					△1
自己株式の交付(新株予約権の行使)					30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△485	4	△481	△30	△512
事業年度中の変動額合計	△485	4	△481	△30	5,274
平成28年3月31日残高	3,024	△4	3,020	36	97,000

(注) その他利益剰余金の内訳

	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成27年4月1日残高	295	16,976	48,122	65,393
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の積立	7		△7	—
圧縮積立金の取崩	△12		12	—
剰余金の配当			△2,871	△2,871
当期純利益			8,629	8,629
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	△4	—	5,762	5,757
平成28年3月31日残高	290	16,976	53,884	71,151

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 6 日

アイカ工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 田 英 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイカ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

アイカ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 白 田 英 生 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 裕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイカ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第116期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

アイカ工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第116期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、海外子会社を含む企業集団のコーポレートガバナンス体制及びリスク防止対応の監査を重点項目として設定し、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、他の監査役との意思疎通及び情報の交換を図るほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、適正な監査意見の形成に努めました。
- (2) 私共監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、海外子会社を含め子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の往査を行うとともに、事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

アイカ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 田 照 徳 ㊞

常勤監査役 森 永 博 之 ㊞

社外監査役 松 浦 洋 ㊞

社外監査役 加 藤 正 和 ㊞

社外監査役 花 村 淑 郁 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

利益配分につきましては、安定的な配当の維持および適正な利益還元を基本方針とし、業績に連動した配当政策を進めていく考えであります。今後の株主還元につきましては、連結配当性向30%以上を目安に実施してまいります。ただし、この配当性向は資産譲渡等の特殊・特別な損益を除外し、計算した親会社株主に帰属する当期純利益に対する配当性向としております。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針ならびに過去の還元実績、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額は1,632,187,775円

なお、中間配当金として1株につき21円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり46円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。変更箇所は下線で示しております。

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 (員数および選任) 第 3 1 条 (条文省略) ② (条文省略) ③ (条文省略) (新 設) (監査役の任期) 第 3 2 条 (条文省略) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 (新 設)	第 5 章 監査役および監査役会 (員数および選任) 第 3 1 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ (現行どおり) <u>④ 当会社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>⑤ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> (監査役の任期) 第 3 2 条 (現行どおり) ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 <u>ただし、前条第4項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了となります。つきましては経営体制の強化のため社外取締役1名を増員し、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
1	再任 おのゆうじ 小 野 勇 治 (昭和31年8月24日生)	昭和54年4月 当社入社 平成12年4月 当社化成品開発第一部長 平成14年10月 当社化成品カンパニー営業部長 平成16年4月 当社化成品カンパニー副カンパニー長 平成16年6月 当社執行役員 平成16年10月 当社第二R&Dセンター長 平成20年4月 当社化成品カンパニー長 平成20年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社代表取締役（現任） 当社取締役社長（現任）	63,850株
【取締役候補者とした理由】 小野勇治氏は、当社において長年にわたり主として化成品事業とR&Dに携わり、豊富な経験と知見を有しております。平成22年6月に当社代表取締役社長に就任後は、当社の構造変革に取り組み、また取締役会議長として取締役会の運営に注力するとともに業務執行に関しても適切な監督を行っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	再任 とう どう さとし 百 々 聡 (昭和32年8月16日生)	昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成15年3月 株式会社ＵＦＪ銀行蒲郡支店長 平成19年3月 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行守口支社長 平成21年4月 当社入社 当社総務部担当、財務企画部長 平成21年6月 当社執行役員 平成22年1月 当社総合企画部長 平成22年6月 当社取締役 平成24年11月 当社広報・ＩＲ室長 平成25年4月 当社海外事業部長 西東京ケミックス株式会社代表取締役社長 平成26年4月 当社総合企画部長 平成26年6月 当社常務取締役（現任） 平成27年4月 当社財務統括部担当 平成27年10月 当社財務統括部長、経営企画部担当、 情報システム部担当（現任）	21,462株
【取締役候補者とした理由】 百々 聡氏は、株式会社東海銀行（現 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）に入行後、要職を歴任し、経理財務に関して豊富な経験と知見を有しております。平成21年4月に当社に入社し、平成26年6月からは当社常務取締役として、主に企画および財務を所管し当社グループの経営を担っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
3	再任 いわ せ ゆき ひろ 岩 瀬 幸 廣 (昭和30年11月20日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社首都圏第二営業統括、 東京支店長 平成15年4月 当社首都圏営業統括、東京支店長 当社執行役員 平成17年4月 当社建装材カンパニー副カンパニー長 平成18年4月 当社東海北陸営業統括、名古屋支店長 平成20年4月 当社市場開発部長 平成21年2月 当社九州営業統括、福岡支店長 平成22年4月 当社九州統括、中四国統括 平成22年6月 当社上席執行役員 平成23年4月 当社建装材カンパニー長 平成23年6月 当社取締役（現任） 平成25年4月 当社営業カンパニー営業統括部長 平成26年4月 当社営業カンパニー副カンパニー長、 同カンパニー首都圏担当 平成27年4月 当社建装・建材カンパニー長（現任） 平成27年10月 当社建装・建材カンパニー技術部長	25,394株
【取締役候補者とした理由】 岩瀬幸廣氏は、当社において長年にわたり主として営業および建装材事業に携わり、同事業に関して豊富な経験と知見を有しております。平成27年4月からは、当社建装・建材カンパニー長として、同事業の開発・製造・販売を所管し当社グループの経営を担っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
4	再任 おおむらのぶゆき 大村 信幸 (昭和39年4月7日生)	昭和63年4月 三井物産株式会社入社 平成15年10月 同社中部支社物資部物資室長 平成20年6月 同社コンシューマーサービス事業 第二本部長 平成21年1月 当社入社 当社海外事業部副事業部長 平成21年4月 当社海外事業部長 平成21年6月 当社取締役（現任） 平成23年4月 当社新規事業室長、法務監査室長、 広報・ＩＲ室長 平成24年11月 当社海外事業部副事業部長 平成24年12月 アイカ・アジア・パシフィック・ホー ルディング社取締役副会長 平成27年4月 アイカ・アジア・パシフィック・ホー ルディング社取締役会長（現任） 平成28年4月 化成品カンパニー海外事業管掌（現任）	16,853株
【取締役候補者とした理由】 大村信幸氏は、三井物産株式会社入社後、平成21年1月に当社に入社しました。豊富な海外事業経験と知識を活かして当社の海外事業の発展に貢献し、平成27年4月からは、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役会長として当社グループの経営を担っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。			
5	再任 こせむらひさし 小瀬村 久 (昭和36年6月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年4月 当社福島営業所長 平成15年4月 当社住器建材カンパニー埼玉支店長 平成19年4月 当社東北営業統括 仙台支店長 平成22年4月 当社東京支店長、同支店住器建材カンパニー部長 平成22年6月 当社執行役員 平成22年10月 当社首都圏統括、東京支店長 平成24年6月 当社上席執行役員 平成25年4月 当社営業カンパニー東京支社長 平成26年4月 当社営業カンパニー営業統括部長 平成26年6月 当社取締役（現任） 平成28年4月 当社首都圏統括、東京支社長（現任）	12,518株
【取締役候補者とした理由】 小瀬村 久氏は、当社において長年にわたり主として営業に携わり、各地の支店長を歴任し、営業に関する豊富な経験と知見を有しております。平成26年6月に当社取締役就任後もリーダーシップを発揮して当社営業力の強化に貢献し当社グループの経営を担っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
6	再任 もり 森 りょう 良 じ 二 (昭和34年9月29日生)	昭和57年4月 当社入社 平成12年5月 当社化粧板生産部長 平成15年4月 当社建装材カンパニー生産統括部本社工場長 平成18年4月 当社建装材カンパニー生産統括部長 平成21年10月 当社化成品カンパニー生産統括部長 平成23年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社建装材カンパニー生産統括部長 平成25年4月 当社建装・建材カンパニー生産統括部長（現任） 平成25年6月 当社上席執行役員 平成27年6月 当社取締役（現任） 平成28年4月 当社建装・建材カンパニー生産統括部本社工場長（現任）	13,769株
	【取締役候補者とした理由】 森 良二氏は、当社において長年にわたり建装材および化成品の製造に携わってまいりました。製造に係る豊富な経験と知識を有し、平成27年6月に当社取締役に就任後は、国内外の建装材生産を所管し当社グループの経営を担っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。		
7	再任 い とう よし みつ 伊 東 善 光 (昭和28年4月29日生)	昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社住器建材カンパニー営業部長 平成15年4月 当社住器建材カンパニー副カンパニー長 平成15年6月 当社執行役員 平成17年4月 当社住器建材カンパニー長 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成20年7月 当社住器建材カンパニー担当、 首都圏第一営業統括、東京支店長 平成21年2月 当社首都圏営業統括 平成21年10月 当社住器建材カンパニー担当 平成22年4月 当社甲信越統括 平成22年10月 当社住器建材カンパニー長 平成24年4月 当社直需部担当 平成25年4月 当社営業カンパニー長 平成25年6月 当社専務取締役（現任） 平成27年6月 当社営業カンパニー東京支社長 平成28年4月 当社社長補佐、特命事項担当（現任）	35,188株
	【取締役候補者とした理由】 伊東善光氏は、当社において長年にわたり主として営業および住器建材事業に携わってまいりました。業界にも精通した豊富な経験と知識を活かし、平成25年6月からは当社専務取締役として営業を所管し、平成28年4月からは、社長補佐として当社グループの経営を担っており、引き続き取締役として適任と判断したため、候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当社株式の数
	社外取締役候補者 再任 お ぐ ら けん じ 小 倉 健 二 (昭和22年10月1日生)	昭和45年4月 ソニー株式会社入社 昭和63年10月 ソニー長崎株式会社 取締役管理部長 平成7年6月 ソニー国分株式会社 取締役管理部長 平成9年10月 エスティ・エルシーディ株式会社 取締役管理部長 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成23年2月 Carrier Integration株式会社監査役 Wafer Integration株式会社監査役 (現任) 平成24年6月 株式会社クレーボ監査役 平成26年6月 当社取締役 (現任) 平成27年6月 株式会社クレーボ社外取締役 (現任)	0株
8	【取締役候補者とした理由】 小倉健二氏は長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。平成26年6月に当社社外取締役に就任後も、当社取締役に於いて活発な助言・提言を行っており、当社のコーポレートガバナンスの一層の強化に繋げるために、引き続き取締役として適任と判断し候補者いたしました。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。 ＊小倉健二氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。 ＊小倉健二氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
	社外取締役候補者 新任 はな むら とし いく 花 村 淑 郁 (昭和28年9月23日生)	昭和57年4月 弁護士登録 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所 平成11年1月 名古屋地方裁判所鑑定委員（現任） 平成12年4月 名古屋弁護士会あっせん仲裁センター あっせん仲裁人（現任） 平成16年4月 石原総合法律事務所副所長（現任） 平成18年4月 名古屋家庭裁判所家事調停委員（現任） 平成18年10月 日本司法支援センター愛知地方事務所 所地方扶助審査委員（現任） 平成21年7月 愛知県建設工事紛争審査会委員 平成24年10月 愛知住宅紛争審査会処理委員（現任） 平成25年11月 愛知県建設工事紛争審査会会長 平成27年6月 当社監査役（現任）	0株
9	【取締役候補者とした理由】 花村淑郁氏は、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有し、平成27年6月から当社社外監査役として当社の監査体制の強化に貢献しております。その知見をさらに当社の経営監督に活かし、コーポレートガバナンスの一層の強化に繋げるために、取締役として適任と判断し候補者いたしました。 ＊花村淑郁氏は現在監査役在任中ではありますが、本総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。 ＊花村淑郁氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。 ＊花村淑郁氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。		

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
はる ま まなぶ 春 馬 学 (昭和48年11月4日生)	平成13年10月 弁護士登録 石原総合法律事務所入所 平成18年10月 春馬・野口法律事務所開設 <重要な兼職の状況> 株式会社ネクステージ 社外監査役 ポパール興業株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 春馬 学氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 春馬 学氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての法律知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくことを期待したためであります。
4. 春馬 学氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
5. 春馬 学氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。
6. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、春馬 学氏の補欠監査役の選任決議の効力は、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成19年6月22日開催の第107回定時株主総会にて株主の皆様のご賛同をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、当社では、株主共同の利益および企業価値の維持・向上の観点から、継続の是非も含めたそのあり方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や平成20年6月30日に企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容等を踏まえ、平成22年6月23日開催の第110回定時株主総会において、その内容の一部見直しを行った上で、継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。さらに平成25年6月25日開催の第113回定時株主総会において内容を変更せず再継続することにつき株主の皆様にご承認をいただきました。本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであることから、導入以降の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成28年4月27日開催の取締役会において、基本方針を維持することを確認し、株主の皆様のご賛同を得ることを条件として、継続することを決定したものであります。なお、本プランの内容に変更はございません。

本定時株主総会において、議決権行使書およびインターネットによる議決権の行使をされた株主様を含め、出席されました株主の皆様のご総議決権の過半数のご賛同を得られた場合には、本プランの有効期間は平成31年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本プランの継続を決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名全員が出席し、具体的運用が適正に行われることを条件として、本プランが当社株式の大規模買付行為に関する対応方針として相当であると判断される旨の意見を表明しております。

また、本日現在、当社株式の大規模買付に関する打診および申し入れ等は一切ございません。平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社株式の状況（平成28年3月31日現在）」に記載のとおりです。

【本プランの内容】

Ⅰ. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき決定されるべき

であり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行なう者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 中長期的な会社の経営戦略

アイカグループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団ーグッドカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が社会の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めています。

- ①素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。
- ②「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境にやさしい商品を開発します。
- ③事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。
- ④海外における生産・販売拠点の充実を図り、グローバル展開を推進します。
- ⑤連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たに中期4ヵ年計画をスタートさせました。この目標達成のために、1) 改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取組強化と用途開発による国内中核事業の持続的成長、2) 海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、3) 生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、4) 事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材強化、を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

2. コーポレートガバナンス（企業統治）の推進

当社は「コーポレートガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値および株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

①基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員および社員の「行動指針」として定めていきます。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進していきます。

②経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、経営の透明性・客観性を確保するため社外取締役を含む取締役にて構成しております。監査役会は、監査役監査の透明性、公平性を確保するため社外監査役を含む監査役にて構成しております。また、平成28年4月より任意の諮問委員会として、社外役員を主な構成員とする「ガバナンス委員会」を設置し、企業の持続的な成長と統治機能の更なる充実を目指しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続して頂くため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以上のような施策を実施しております。これら取組みは上記Ⅰ．の基本方針の実現にも資するものと考えています。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的

本プランは、上記Ⅰ．に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入するものです。

当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行なわれようとする場合、株主の皆様に適切な判断をいただくためには、大規模買付を行おうとする者および当社取締役会等からの十分な情報提供と、株主の皆様が検討を行うに相当な期間が必要不可欠と考えております。しかしながら、株主の皆様への十分な情報提供もなく、あるいは取締役会からの意見・代替案の提示などを行う期間もないまま、一方的に大量の株式の買付が行われる例も見受けられます。そのため、当社は、企業価値および株主共同の利益の確保・向上のため、本プランにおいて大規模買付を行なう際の手続きに関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます）を設定し、大規模買付ルールの遵守を大規模買付を行なおうとする者に求めることで、株主の皆様が十分な情報や検討期間を得られな

いまま判断を迫られる事態を回避するとともに、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損する買付行為を防止することといたしました。

2. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者に取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、②取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付が開始される、というものです。その概要は以下のとおりです。

(1) 本プランの対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株式等の買付またはこれに類似する行為(但し、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為」といいます)がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、または行おうとする者(以下、「大規模買付者」といいます)は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます)があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(2) 意向表明書の事前提出の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約および以下の内容等を記載した意向表明書を日本語でご提出いただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要等

(3) 必要情報の提供の要求

当社は、大規模買付者に対し、上記(2)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付行為に対する株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下、「本必要情報」といいます）のリストを交付しますので、大規模買付者は、リスト記載の本必要情報を当社に提供していただきます。

本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます）
- ③大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ⑤大規模買付行為の後における当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは株主の皆様への判断および当社取締役会・第三者委員会の意見形成に不十分と当社取締役会および第三者委員会が合理的に判断した場合には、取締役会は大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます（以下、この期間を「情報提供期間」といいます）。

但し、大規模買付者からの情報提供の迅速化と、当社取締役会が延々と情報提供を求め、情報提供期間を引き延ばす等の恣意的な運用を避ける観点から、この情報提供期間の上限を意向表明書受領から60営業日に限定し、仮に本必要情報が十分に揃わない場合であっても、情報提供期間が満了したときは、その時点で直ちに「取締役会評価期間（(4)にて後述します）」を開始するものとします（但し、大規模買付者側から、合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、必要に応じて情報提供期間を延長することがあります）。

大規模買付行為の提案があった事実および取締役会に提供された本必要情報は、取締役会および第三者委員会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間等

取締役会による評価期間は、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じ、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます）とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント等の専門家）の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、公表します。必要に応じ、大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(5) 第三者委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者の中から選任します。

本プランについては、下記3(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置は行わず、下記3(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、対抗措置をとる場合があるとし、対抗措置の発動に関する客観的な要件を設定しております。その判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、第三者委員会の規程の概要は、別紙3のとおりです。また、本プランが株主の皆様のご賛同を得て継続することとなった場合の第三者委員会の委員は、別紙4「第三者委員会の委員略歴」に記載のとおりであります。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の

上、ご判断いただくことになります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会は、当該大規模買付行為が以下①～⑤のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行なうことをいいます）等の、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強要するおそれがある大規模買付行為

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、またはその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

(3) 対抗措置の内容

本プランにおいては、上記(1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。但し、上記(1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、および上記(2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、まず取締役会是对抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か、遵守をしているとしても、当該大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと合理的に認められるか、十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行なうものとします。

取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当をする場合の概要は、別紙2に記載のとおりですが、実際には新株予約権の無償割当をする場合には、大規模買付者でないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなどの行使条件および取得条件を設けることがあります。

(4) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)または(2)において、当社取締役会が対抗措置を講ずることを決定した後に当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の中止または停止を行なうことがあります。対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合において、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行なうなど、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、当該新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落ち日の前日までの間は、第三者委員会の勧告を受けた上で新株予約権無償割当ての中止をすることができるものとし、新株予約権無償割当て後においては、第三者委員会の勧告を受けた上で当社が無償で新株予約権を取得する方法により、対抗措置発動の停止を行なうことができるものとします。このような対抗措置発動の停止等を行なう場合は速やかに情報開示を行います。

4. 株主・投資家に与える影響

(1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を、株主の皆様へ提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、本プランは、株主および投資家の皆様が生投資判断を行う上での前提となるものであり、株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応策が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向に十分ご注意ください。

(2) 対抗措置の発動が株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的として、上記3.のとおり、対抗措置をとることがありますが、取締役会が対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則等にしたがって、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者以外の株主の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合は、取締役会で別途定める一定の日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられます。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。但し、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い当該新株予約権の取得の手続きを取る場合には、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになります。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することになった際に、法令および当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則等にしたがって、別途お知らせいたします。

なお、第三者委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じず、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置がとられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

5. 本プランの適用開始、有効期間、継続および廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本定時株主総会の日から3年間（平成31年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降につきましても、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます）については定時株主総会の承認を経ることとします。

但し、その有効期間中であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、今後の司法判断の動向や、当社が上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値および株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適宜・適切な措置を講じてまいります。その際における本プランの変更は、都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得たうえで行うこととします（法令改正もしくは当社の上場する東京証券取引所および名古屋証券取引所の上場規則変更等による文言の変更といった軽微な修正につきましては、第三者委員会の承認を得たうえで、当社取締役会にて修正することがあります）。

Ⅳ. 本プランが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

本プランは、上記Ⅲ. に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上を目的に導入するものであり、上記Ⅰ. に述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

よって、当社取締役会は、本プランは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えます。その具体的な理由は以下のとおりです。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が定めている三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記Ⅲ. 5に記載のとおり、本定時株主総会においてご賛同頂いた後も、その後の当社株主総会にて変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。

また、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主および投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(4) 合理的かつ客観的な発動要件の設定

上記Ⅲ.3.でお示ししたとおり、本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.5.に記載のとおり、本プランは、当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができず、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

当社株式の状況（平成28年 3 月31日現在）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 116,577,000株 |
| 2. 発行済株式総数 | 67,590,664株 |
| 3. 株主数 | 5,277名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,046 ^{千株}	4.67 [%]
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,780	4.26
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HSD00	2,036	3.12
アイカ工業取引先持株会	1,969	3.02
アイカ工業株式保有会	1,605	2.46
JP MORGAN CHASE BANK 385174	1,548	2.37
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,511	2.32
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,364	2.09
住友生命保険相互会社	1,318	2.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300	1.99

- (注) 1. 当社は、自己株式2,303千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式2,303千株を控除して計算しております。

新株予約権無償割当の概要

1. 株主に割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「新株予約権無償割当て決議」という）において当社取締役会が定める一定の日（以下、「割当期日」という）における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行なうことがある。

2. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の所有する当社普通株式を除く）1株式につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割り当てる。

3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は0.5株とする。但し、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、所要の調整を行なうものとする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

(1) 特定大量保有者⁸、(2) 特定大量保有者の共同保有者、(3) 特定大量買付者⁹、(4) 特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5) これら(1)から(4)までの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(6) これら(1)から(5)までに該当する者の関連者¹⁰（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます）は、新株予約権を行使することができないものとします。なお、新株予約権の行使条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する新株予約権を取得し、これと引換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、新株予約権の取得条件の詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとする。

⁸ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

⁹ 公開買付によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします）の買付等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付等をいいます。以下本注において同じとします）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

¹⁰ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます）をいいます。

第三者委員会規程の概要

1. 第三者委員会は、当社取締役会の決議により、本プランを適正に運用し、大規模買付行為への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排すため、取締役会の判断および対応の客観性および合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 第三者委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
3. 第三者委員会は、次の事項につき審議のうえ決議し、その決議内容を理由を付して当社取締役会に勧告する。
 - ①本プランにかかる対抗措置の発動の是非
 - ②本プランにかかる対抗措置の中止または発動の停止
 - ③本プランの廃止および変更
 - ④その他本プランに関連し当社取締役会が第三者委員会に諮問する事項なお、第三者委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行なうこととする。
4. 第三者委員会は、その審議にあたり、当社株式の大規模買付者から取締役会に対して提出された全ての必要情報につき、取締役会より提供を受ける。
5. 第三者委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を委員会に出席させ、その意見または説明を求めることができる。
6. 第三者委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、弁護士その他の専門家を含む）から、当社の費用負担により助言を得ることができる。
7. 第三者委員会は原則として、第三者委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行なう。但し、委員に事故あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行なう。

第三者委員会の委員略歴（五十音順）

1. 小 倉 健 二

昭和45年4月 ソニー株式会社入社
昭和63年10月 ソニー長崎株式会社 取締役管理部長
平成7年6月 ソニー国分株式会社 取締役管理部長
平成9年10月 エスティ・エルシーディ株式会社 取締役管理部長
平成14年6月 同社常務取締役
平成15年6月 同社代表取締役副社長
平成17年6月 同社代表取締役社長
平成23年2月 Carrier Integration株式会社 監査役
Wafer Integration株式会社 監査役（現任）
平成24年6月 株式会社クーレボ 監査役
平成26年6月 当社取締役（現任）
平成27年6月 株式会社クーレボ 社外取締役（現任）

2. 花 村 淑 郁

昭和57年4月 弁護士登録
石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所
平成11年1月 名古屋地方裁判所鑑定委員（現任）
平成12年4月 名古屋弁護士会あっせん仲裁センター あっせん仲裁人（現任）
平成16年4月 石原総合法律事務所副所長（現任）
平成18年4月 名古屋家庭裁判所家事調停委員（現任）
平成18年10月 日本司法支援センター愛知地方事務所地方扶助審査委員（現任）
平成21年7月 愛知県建設工事紛争審査会委員
平成24年10月 愛知住宅紛争審査会処理委員（現任）
平成25年11月 愛知県建設工事紛争審査会会長
平成27年6月 当社監査役（現任）

3. 松 浦 洋

昭和45年 4 月	三井物産株式会社入社
昭和62年 2 月	米国三井物産株式会社本店審査部長
平成 8 年 8 月	三井物産株式会社審査部長
平成14年 1 月	同社コーポレートリスクマネジメント部長
平成15年 1 月	同社理事コーポレートリスクマネジメント部長
平成15年 4 月	同社理事コーポレートリスクマネジメント部参与
平成15年 6 月	同社監査役
平成19年 6 月	三井情報株式会社監査役
平成22年 6 月	当社監査役（現任）
平成23年 7 月	全国農業共同組合連合会監事（現任）

- ※ 小倉健二氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役です。
花村淑郁氏は、会社法第2条第15号に定める当社社外取締役候補者です。
松浦 洋氏は、会社法第2条第16号に定める当社社外監査役です。

小倉健二氏および花村淑郁氏は、平成28年 6 月23日開催の定時株主総会において、その選任につきご承認いただくことを条件として第三者委員会の委員に就任する予定です。また、上記各委員は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であり、各委員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月22日（水曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

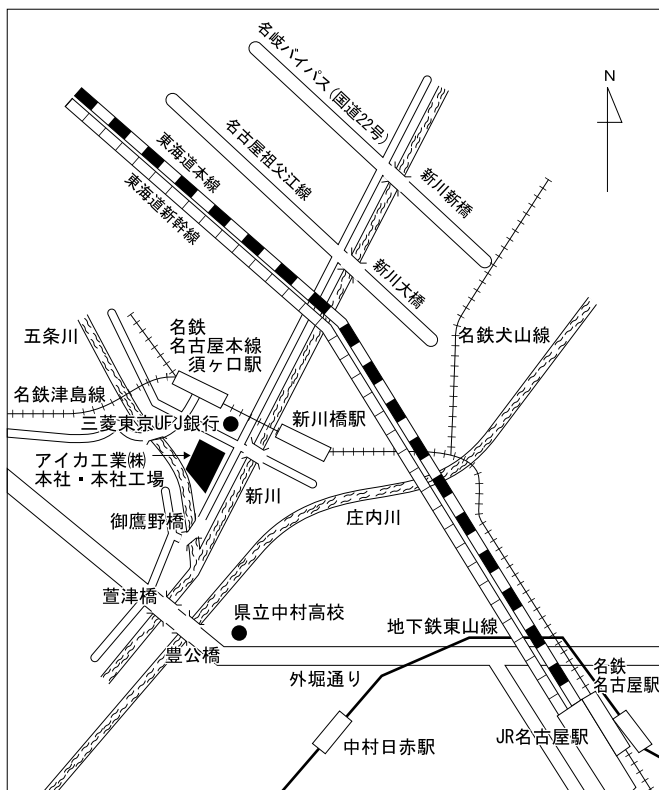
Handwriting practice lines consisting of 15 horizontal dotted lines.

株主総会会場のご案内

会 場 愛知県清須市西堀江2288番地

当社本社 第5会議室

電話番号 052-409-8000



・交通機関 名鉄名古屋本線「須ヶ口」駅より徒歩15分、「新川橋」駅より徒歩8分です。

・お車でお越しの方は、当社構内の本社ビル前の駐車場をご利用ください。

※当日は、地下鉄東山線「中村日赤」駅（1番出口）および名鉄名古屋本線「須ヶ口」駅前から送迎用車両を運行いたします。

〈出発予定時刻〉地下鉄「中村日赤」駅：午前9時、9時20分

名 鉄「須ヶ口」駅：午前9時10分から約10分間隔で運行

最終は9時40分